

公立大学法人公立小松大学授業料等に関する規則

平成 30 年 4 月 1 日

規則第 41 号

(目的)

第 1 条 公立小松大学（以下「本学」という。）における授業料その他の料金は、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(授業料等の納付等)

第 2 条 本学に入学を志願する者は入学検定料を、入学する者は入学料を、在学する者は授業料及び実習費を納付しなければならない。

2 入学検定料、入学料、授業料及び実習費（以下「授業料等」という。）の額は、別表第 1 のとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、大学院学則第 8 条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを認められた者から徴収する授業料の年額は、当該在学を認められた期間（以下「長期履修期間」という。）に限り、前項に規定する授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期履修期間の年数で除した額（その額に十円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

4 大学院研究科において長期履修期間を短縮する変更が認められた場合の授業料の額は、初年度から変更後の長期履修期間により前項の規定に従い算出した額とし、変更前の授業料の額との差額については、長期履修期間を変更した最初の学期にそれを徴収する。

(入学検定料の納付方法)

第 3 条 入学検定料は、入学願書を提出する際に、納付しなければならない。

(入学辞退者の入学料)

第 4 条 入学辞退の申し出をした者が納付した入学料は還付しない。

(授業料等の納付)

第 5 条 学生の授業料は前期及び後期の 2 期に区分し、それぞれの期において年額の 2 分の 1 に相当する額を納付するものとし、前期分については 4 月末日までに、後期分については 10 月末日までに、それぞれ納付しなければならない。

2 研究生、科目等履修生及び聴講生の授業料は、当該期間分を一括して理事長が指定する期日までに納付するものとする。

(授業料等の免除及び猶予)

第 6 条 学生の授業料又は入学料については、経済的理由その他の特別の理由があると認められる者について、全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 前項の規定による授業料又は入学料の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、その納付が困難である事実を証する書類を添えて願い出るものとする。

3 前項の規定による授業料又は入学料の減免又は徴収の猶予を願い出た者については、

減免又は猶予をする旨またはしない旨の決定があるまでは、授業料又は入学料の徴収を猶予する。

- 4 第1項の規定による授業料又は入学料の減免又は徴収の猶予をする旨の決定（授業料等の全部を免除する旨の決定を除く。）を受けた者及び減免又は徴収の猶予をしない旨の決定を受けた者は、理事長が指定する期日までに授業料又は入学料を納付するものとする。
- 5 理事長は、第2項の願い出の内容が事実と相違することが明らかになった場合は、免除又は猶予の許可を取り消すことができる。

（納付の督促）

第7条 授業料等を本学が規定する納付期限までに納付しない者がある場合は、督促をするものとする。

（休学の場合の授業料）

第8条 休学期間が前期又は後期の全期間である場合には、当該期の授業料を免除する。

- 2 前期又は後期の途中において休学した場合は、休学した日の属する期分の授業料を納付するものとし、復学した場合には、月割計算により復学した日の属する月の前月までの分の授業料を免除する。
- 3 前期又は後期の途中において復学した者が復学した日の属する期の初日から休学していた場合において、復学した日が当該期の納付期限後であるときは、当該期における納付期限は、第3条第1項の規定にかかわらず、理事長が指定する期日とする。

（退学、停学等の場合の授業料）

第9条 退学を許可され、又は命ぜられた学生及び除籍された学生は、退学した日又は除籍された日の属する期分の授業料を納付するものとする。また、当該学期の授業料等が未納の場合は徴収する。

- 2 停学を命ぜられた学生は、当該処分のあった日及び当該処分の解除のあった日の属する期分の授業料を納付するものとする。
- 3 死亡又は行方不明による除籍の場合には、理事長は、当該学生に係る未納の授業料を免除することができる。

（授業料等の不還付）

第10条 既納の授業料等は、これを還付しない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（授業料等の還付）

第11条 理事長は、既に入学検定料を納付した者が独立行政法人大学入試センター法（平成11年法律第166号）第13条第1項第1号に規定する試験の科目で理事長が定めるものを受験していないことが判明したときは、当該入学考査料の一部を還付することができる。

（編入学者の授業料等）

第12条 編入学を許可された者の入学料及び授業料等は、当該年度の新入学生の入学料及び授業料等と同額とする。

(証明書の発行手数料)

第13条 証明書の種類及びその発行手数料は、別表第2のとおりとする。

(その他)

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年10月22日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

種類	区分		額
入学検定料	学部学生		17,000 円
	大学院学生		30,000 円
	研究生及び科目等履修生		9,800 円
入学料	学部学生 及び 大学院学生	市内者	282,000 円
		市外者	423,000 円
	研究生	市内者	56,400 円
		市外者	84,600 円
	科目等履修生	市内者	28,200 円
		市外者	56,400 円
授業料	学部学生 及び 大学院学生		年額 585,800 円
	研究生		月額 29,700 円
	科目等履修生及び聴講生		1 単位につき 14,800 円
実習費	学部学生（生産システム科学部、 保健医療学部）		年額 50,000 円

備考

- この表において「市内者」とは、入学しようとする者又は入学しようとする者の1親等の親族が入学の日の属する月の初日において引き続き1年以上本市の区域内に住所を有している者その他これらの者に準じる者として理事長が認める者をいう。
- この表において「市外者」とは、市内者以外の者をいう。

別表第2（第13条関係）

種類	額
在学証明書	1 通につき 300 円
成績証明書	
卒業証明書	
その他の証明書	